

浜松市立保育所延長保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない事情があった場合でも、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされており、こうした需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間において、引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とし、必要な事項を定める。

(実施施設及び延長保育時間)

第2条 事業を実施する保育所(以下「実施施設」という。)は、浜松市立保育所条例施行規則(昭和29年浜松市規則第7号。以下「規則」という。)別表第2のとおりとし、延長保育時間については、同表に掲げる利用時間帯ごとに、保育標準時間認定を受けた児童については、保育標準時間を超え開所時間までを、また、保育短時間認定を受けた児童については、保育短時間を超え開所時間までを延長保育時間とする。

2 延長保育時間の設定については、保育所に入所する児童の保護者(以下「保護者」という。)の勤務時間、その他家庭の状況等を考慮して定める。

(対象児童)

第3条 延長保育事業の対象児童は、浜松市立保育所条例(昭和24年浜松市条例第13号)第3条第1号に規定する特定教育・保育及び特別利用保育を利用する児童とする。

(利用の申出)

第4条 当該事業を利用しようとする保護者は、原則として事前に実施施設の長に対して利用を申し出なければならない。

2 前項の定めにかかわらず、特別の事由があると認められるときは、事後に申し出ることができる。

(事業の実施)

第5条 実施施設の職員については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項に定める保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。

2 対象児童に対し、適宜、間食等を提供すること。

(費用の負担)

第6条 当該事業を利用した保護者は、規則第6条第1号に定める額を、利用日の当該月

の翌月末日までに、市に納入しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。